



(株) 日本証券クリアリング機構と(株) 日本国債清算機関との
業務連携に関する基本合意について

(株) 日本証券クリアリング機構
(株) 日本国債清算機関

株式会社日本証券クリアリング機構（クリアリング機構）と株式会社日本国債清算機関（国債清算機関）は、以下のとおり、業務連携を進めていくことに合意し、基本合意書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

1. 基本合意の趣旨

両者は、将来における証券取引清算機関の効率的運営及び証券会社・金融機関等清算機関参加者の利便性向上等に資するため、双方で共通する業務について、クリアリング機構の有する清算業務のノウハウ及びインフラを活用することにより、清算・決済インフラ全体としての効率性向上を目指します。

2. 基本合意の概要

① 国債清算機関の参加者に対するモニタリングに係る事項

国債清算機関は、その参加者に対するモニタリングを行うにあたり、国債清算機関があらかじめ定める参加者管理基準に従ってその事務をクリアリング機構に委託し、財務状況等に関するモニタリング諸手続（関係書類の受理、財務状況の基本分析等）の窓口をクリアリング機構へ一元化します。

② その他の検討事項

上記の基本合意の趣旨に鑑み、以下の事項に関する連携の可能性について検討を行います。

- (ア) 国債清算機関における債務引受及び決済状況のモニタリングに関する事項
- (イ) 国債清算機関とその参加者との間の清算業務上必要な情報授受に係るクリアリング機構の既存のネットワークの利用及びその管理業務に関する事項
- (ウ) その他の業務に関する事項

3. 今後の進め方

上記①については、所要の委託契約の締結[※]に向けて、事務委託範囲、報告書の様式、委託料などに関する協議を継続していきます。また、②については、国債清算機関参加者の意向を踏まえつつ実現可能な連携分野を模索し、その内容及び範囲等について、検討を進めていきます。

(※ 必要に応じて、主務大臣の認可等を経て実施いたします。)

<㈱日本証券クリアリング機構について>

クリアリング機構は、平成 15 年 1 月に我が国で初めて証券取引法に基づく「証券取引清算機関」として免許交付を受け、現在、国内の証券取引所等における現物取引及び東京証券取引所における先物・オプション取引の有価証券債務引受業を行っています。平成 16 年 5 月から開始した㈱証券保管振替機構における一般振替 DVP 制度に関し株式会社ほふりクリアリングとの業務連携を開始するなど、我が国における先導的証券取引清算機関として、我が国証券市場の清算・決済インフラ改善の担い手となることを目指しています。

<(株)日本国債清算機関について>

国債清算機関は、市場参加者が協力し、日本国債店頭市場の安定性、効率性、利便性の一層の向上に寄与することを目的として、平成 15 年 10 月に設立されました。現在、平成 17 年 5 月を目途とした国債店頭取引の有価証券債務引受業の開業*に向け、準備作業を進めています。

(※主務大臣からの免許交付が前提となります。)

<本件に関する御照会先>

(株) 日本証券クリアリング機構

Tel: 03-3665-1234 (代)

E-mail: info@jscc.co.jp

(株) 日本国債清算機関

Tel: 03-5645-3810 (代)

E-mail: jgbcc@jgbcc.co.jp

以 上